

「東京都子ども基本条例ハンドブック」編集・検討委員会設置要綱

決定 令和4年7月29日 4子子企第288号

(設置の目的)

第1条 東京都子ども基本条例の理念等の理解促進を図るため、年齢や発達段階に応じたハンドブック等を作成し、これを普及啓発するにあたり、子供の権利や広報の視点で議論を行うことを目的として、「東京都子ども基本条例ハンドブック」編集・検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(検討内容等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、助言するものとする。

- (1) ハンドブックやアニメ動画の構成や内容等に関する事
- (2) 子供から聴取した意見に関する事
- (3) 東京都子ども基本条例の普及啓発に関する事
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、前条の検討内容等に関して専門的知見を有する別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が事故等により欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 委員会は、委員長の命を受け、子供政策連携室子供政策調整担当部長が招集する。

- 2 委員が委員会に出席した場合、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

(会議及び会議資料の取扱い)

第6条 委員会に係る会議及び会議資料は、知的財産権保護の観点から、事務局が定める日まで非公開とする。

(知的財産権)

第7条 東京都子ども基本条例ハンドブック、アニメ動画及びその他これに付随する一切の成果物（以下「成果物」という。）の著作権は、東京都に帰属する。

- 2 前項の目的を達するため、委員は、委員が当要綱施行以前から有していた著作物を除き、

完成した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を都に無償で譲渡し、また、著作者人格権（著作権法第2章第3節第2款に規程する権利）を行使しないものとする。

- 3 委員は、自ら成果物に関連する商標を東京都に協議なく出願・登録してはならない。委員が関与する法人その他の関係者をして、出願・登録させることも同様とする。

（守秘義務）

第8条 委員は、委員会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は、委員の就任した日から令和5年3月31日までとする。

（事務局）

第10条 委員会の庶務は、子供政策連携室子供政策連携推進部企画課において処理する。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

(別表)

「東京都子ども基本条例ハンドブック」編集・検討委員会 委員一覧

山梨学院大学法学部教授	荒牧 重人
国連子どもの権利委員会委員長、弁護士	大谷 美紀子
立教大学社会学部メディア社会学科教授	砂川 浩慶
東京経済大学現代法学部教授、弁護士	野村 武司
株式会社 羽生プロ代表取締役社長、作家・メディアプロデューサー	羽生 祥子
株式会社ダンク	森 順一郎
東洋大学名誉教授	森田 明美

(五十音順・敬称略)